

新潟市教育委員会 令和2年12月 定例会会議録

日 時	令和2年12月25日(金) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	前田 秀子			
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	渡邊 純子	
	渡邊 節子		大宮 一真	
	山倉 茂美		五十嵐 悠介	
	小野沢 裕子	欠席委員		
	市嶋 洋介			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (10名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩		
	教育次長	古俣 泰規		
	教育総務課長	渡辺 和則		
	学務課長	加藤 浩志		
	保健給食課長	東 理 守		
	地域教育推進課長	宇ノ井 修二		
	教育職員課長	栗林 裕之		
	学校支援課長	山田 哲哉		
	教育総務課長補佐	佐藤 夏樹		
教育総務課係長	秋山 悟			
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 3 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (2 件)	議案第 33 号	新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について
	議案第 34 号	訴訟について
報告 (3 件)	教育ネットワークについて	
	成人式について	
	GIGA スクール構想推進ガイドラインについて	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

これより、教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

(異議なし)

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に渡邊純子委員及び大宮委員を指名します。

第2 報告

○教育長

次に、日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第33号 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について、保健給食課から説明をお願いします。

○保健給食課長

保健給食課です。どうぞよろしくお願いいたします。新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応についてでございます。

先般、12月上旬ですが、3日付けで文部科学省から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式の改定が発出されたところでございます。

学校の新しい生活様式の改正ポイントといたしましては、資料はないのですが、あとでご説明しますが、概ね冬季の対策についての追記や換気の徹底、体育等のマスクの着用、また臨時休業の考え方などについてが挙げられておりました。それらのことを踏まえまして、今、お配りしております、本市のガイドラインの関係部分の改定について、お話をさせていただきたいと思っております、資料を配付しておりますので、順にその部分を説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の下のところに薄い字で、文字で2とあります2ページ目をご覧くださいと思います。この部分は、新潟県新型コロナ受診・相談センターが設置されたことにより、発熱などの体調不良の際の相談の仕方が変更になったことに伴い、図として変更した部分でございます。

次のページをお開きください。右下3から6のところでございます。これは、先ほども申しました、冬季の対策について追記しております、換気の徹底の内、冬季での可能な限り換気に努めまして、室温低下により健康被害が生じないように、新しい服装を心がけることや、室温が下がり過ぎないように、空き教室を活用して行う2段階換気等について追記をした部分でございます。

続きまして、またページをお開きいただいて、7ページをお開きいただきたいと思っております。7ページ目は、マスクの着用についてです。マスクの

着用につきましては、必要がない場合も例示しながら、学校教育活動や登下校において、身体的距離が十分取れないときは、マスクを着用することを改めて注意喚起し、また、赤字にありますように、改めて体育の授業や運動の部活動についての部分を、赤字で追記しているところがございます。

8ページは飛びまして、9ページをお開きいただきたいと思います。こちらは参考となりますが、フェイスシールドやマウスシールドというのは、マスクよりも若干、ウイルスの飛沫が飛ぶというところで、活用することもあると思うのですが、活用についての注意点を述べております。

次に、10ページでございます。ここは、高等学校等の食事の場面の留意事項が、新しい生活様式で追記となりましたので、ご覧いただくところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。11ページでございます。11ページは、幼稚園のときのマスクの着用の留意点についてでございます。ここで、いわゆる小さいお子様ですので、本人の調子が悪いときは、無理して着用させる必要はないということで、改めて記載があるところでございます。

続いて、12ページでございます。こちらは、教職員の食事場面の留意事項です。ここにつきましては、いわゆる、今、一般的に家庭内感染というか、子ども同士ではなくて、ご家庭から移ってくる。いわゆる大人から移ってくるという部分がございますので、食事等につきましても、教務室であったとしても、あまり席を一緒にすることなく、できるだけ、今流行している部分もございますので、距離を取りながら、会話を控えて食事をしていただきたいと思います。また、歓談するときのマスクの着用をお願いしたいという部分でございます。

続いて、13ページでございます。こちらは、事務事項でございますけれども、児童、生徒に感染が発生した場合におきましては、今までFAXの連絡としていたのですが、電話連絡のほうが、実際確かですし、迅速ですので、電話連絡をお願いしたいという変更でございます。

続きまして、14ページでございます。こちらは、全国的と申しますか。全国一般に入力している感染症の情報システムに関してですけれども、赤字の事故欠、忌引き等の入力、その他のところというところが、今まではっきりしていなかった部分がございます。このところ、その入力について、いわゆる医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合ですとか、感染の不安から自主的に欠席する場合は、ここに入力するよというところでの事務局的な変更でございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、15ページをご覧いただきたいと思います。15ページは、臨時休業等についてでございます。臨時休業等については、文部科学省の学校衛生管理マニュアル、先ほど申しましたマニュアルにおきまして、感染者が発生したら、まず休業するという

対応を見直し、必要な場合に限り行う旨が明記されましたことから、これまでのスライドは、今まで、例えば、学級に1人以上発生した場合は3日間の臨時休業と、表をこちらのガイドラインでは示していたところがございますけれども、これまで、このところですけども、最近、市立学校2校の臨時休業の事例が本市でもございました。また、今ほどの衛生管理マニュアルも踏まえまして、ここに書いてあるように、個別の事情、感染の広がる恐れ、範囲などを見ながら、臨時休業の実施の有無、規模、期間等について判断していきたいということで、学校内で感染者が確認された場合においては、感染が広がっているおそれの範囲に応じまして、学校全体、または学年単位、学級単位の臨時休業とするということといたしまして、その期間としましては、保健衛生部等と相談のうえ決定するというので、衛生管理マニュアルの考え方に則った表記ということで変更させていただいているところでございます。

続きまして、16 ページ目の部活動についてです。これは、12月17日に、新潟県から、部活動実施上の留意事項についての通知が発出されましたが、その通知に準じて活動を行うというものです。通知の場合につきましては、ここに記載としておりませんが、12月17日に県の独自の警戒レベルが警報に引き上げられたことから、感染拡大が見られる地域への遠征等について、高体連等が主催、公認する全国大会の参加以外は控えるようにお願いします。

また、練習試合等で来県した県外チームなどとの交流についても、実施の必要性を含め、慎重に検討したうえで、可否、予定の変更等をお願いするなどの趣旨ということで通知はなっております。

以上、雑ばくではございますが、説明を終わります、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○五十嵐委員 よろしくお願いたします。14 ページの出席停止の部分について、確認させていただきたいです。今回、新規追加で、その他というところでの入力とありますが、これは今まではどのように対応されていたのですか。もう1回、教えてください。感染の不安から、自主的に欠席する場合について。

○保健給食課長 ここになりますけれども、このところが、たしかにはっきりしていないところがございまして、市や県で入れ方がばらばらであったものですから、必ず、その他に入れるわけではなくて、もしかしたら違う部分に入れていたことありましたので、そこを明らかにさせていただいたということでございます。

○五十嵐委員 その場合ですけども、例えば、事故欠や忌引き等については、通常は期間の定めがあって、その間そういう事情があったのだと、あとで確認できるのですが、不安というのは日程で消化できるものではないので、こ

れが多分一定期間を超えた場合でもずっと不安がある場合は、その他のところで入力し続けるということでしょうか。

○保健給食課長 これは、一応、全国的なシステムといいますか。日本学校保健会があって、そこに登録システムに入力というか。そのシステムを使っている市町村が対象となるのですけれども、概ね、このシステムを使っている部分がございますので、今のところは、その他入力というところで。そういうご意見が多くなれば、また考え方は変わってくるかもしれませんが、今のところはこのような形で進めさせていただいております。

○五十嵐委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○渡邊(節)委員 お願いします。15 ページの臨時休業についてのところでお願いします。最近、学校で感染者が出て臨時休業ということが、新潟県全体で続いている中で、どんどん臨時休業になるところが出ていて。そういう意味では、状況に応じての判断ということが、難しいけれどもできるといいと考えていました。そのようにできることは、とても子どもたちにとっても大事な事かと思えます。

そのときに、感染者が出たら臨時休業をするものだ、したほうがいいのだというふうに今、イメージというか、それが感染を広げないために大事ということが広まっている感じがあると思うので、臨時休業をしなくてもやっていたらというふうなことも。そのときにどうしてそういう判断だったかという、そういう状況、判断を皆さんが分かるように、そこもアナウンスしていただけると、その都度になると思うのですけれども不安がなくなりますし、それがいいのかと。1日臨時休業となると、みんながすごく、だれが感染したのかとか、感染しないようにという、すごく縮こまる感じも出てくるような感じがするので、ガイドラインに沿って、共有できる情報は共有しながら進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員 マスクの着用について、質問をさせていただきます。

今、学校の子は大概マスクをしていると思うのですけれども、喘息の子など一部マスクができない子がどのくらいいるのかということ。あとは、一部している子としていない子が出たときに、していない子に対して、特に何か周りが嫌な雰囲気になったりということが心配なのです。していない子が1人いたとしても、その子の事情は、子どもたちみんなが察しているような形でなくても、特にそのほうが自然な雰囲気になるようなことがないものかどうか。現場の雰囲気が分からないので、知っていたら教えてください。

○学校支援課長 喘息等で、マスクをすることができないというお子さんの数については、私どもで把握しておりませんでした。

それから、マスクをしていないことによって、周りの子どもからうんぬんということにつきましては、各校一つ一つの状況までは把握しておりませ

んけれども、マスクをしていないことに伴ってトラブルが発生したり、何かいじめにつながったりというケースは、今のところ報告はされておられません。

○市嶋委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第33号については、承認するというところでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、そのように決定します。

次に、議案第34号 訴訟については、係争中の案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。では、公案件の終了後に非公開案件として再開し、審議します。

（「異議なし」の声）

第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、教育ネットワークについて、学務課から説明をお願いします。

○学務課長

学務課です。よろしくお願いいたします。教育ネットワークに関しましては、教育委員の皆様には、昨年8月の委員会において、補正予算の関連で事業概要などを説明させていただきましたが、改めてネットワークの稼働前のこの時期に、ご説明をさせていただきます。

資料の報告1ページをご覧ください。下のワークシート、1、教育ネット基盤についてです。ページをおめくりください。上のシートは来年となっております。ネットワークの中に、校務支援システムとGIGAスクール構想が存在し、全体にセキュリティポリシーの網がかかるというイメージを考えております。

下のシートは、現在の学校園の状況です。校務系と学習系には分かれておりますが、学校ごとに単独となっていて、それぞれがインターネットへの接続となっております。

次のシートは、これからの状況になります。今後は、データセンターを経由してインターネット接続を行うことから、セキュリティも向上するとともに、各学校と教育委員会事務局の情報連携も向上していきます。

下のシートをご覧ください。今回による変更の内容についてです。各学校の回線をデータセンターで集約させていただきます。インターネットとの接点には、ファイアウォールを設置し、セキュリティを強化いたします。校務系とインターネット接続を、論理的に分離します。

機微情報。要は個人情報です。機微情報ファイルサーバを設置し、外部への漏洩リスクを排除いたします。各学校と教育委員会との情報共有は、統合型校務支援システムのグループウェア機能を活用させていただきます。教職員端末の資産管理・運用管理ソフトウェアを導入することで、教育委員会からの沿革操作によるサポートが可能となるとともに、端

末の不正使用の監視なども可能となります。

次のページをご覧ください。今後のスケジュールについてです。現在、ネットワークの設定切り替え作業を行っており、作業が完了した学校では、新しいネット環境となっております。

下のワークシート2、統合型校務支援システムについてです。右のページをご覧ください。上のシートは、統合型校務支援システムを図式にしたものです。統合型校務支援システムとは、校務支援システム(成績管理・保健管理)にグループウェアを加えたものとなります。

下のシート、導入の目的です。ICTの活用により、業務負担の軽減と効率化を図ることとしています。表にあるように、今までは、名簿管理として作成していた名簿を、それぞれ出勤簿、成績処理という形で帳票を転記していました。今回は、転記を繰り返して、作業をシステム化することで事務の削減を図ります。

次のページをご覧ください。今回の校務支援システムのシステム化により、すべての教職員が情報を共有することで、学校全体できめ細かな指導につながるようになります。

また、児童、生徒が市内間で転校した場合も、学校番号を変更することで、情報の引き継ぎが可能となることから、先生方の負担軽減も大きく変えることになります。

下は、今後のスケジュールです。今月、管理者向けの導入ガイダンス、説明会を開催いたしました。1月からは、先生方への操作研修を行います。併せて、操作に関する不安解消の点から、サポートデスク相談窓口を1月中に開設いたします。本稼働は4月からとなります。

次のページ、最後、3、新潟市教育情報セキュリティポリシーについてです。下の図をご覧ください。セキュリティポリシーとは、組織などで実施する、情報セキュリティ対策の方針や行動指針となります。目的は、情報セキュリティリスクから身を守ることと、組織としてのセキュリティ意識の向上となります。

右の三角の図をご覧ください。情報セキュリティポリシーは、基本方針、対策基準から構成され、その下に実務的な実施基準があります。一般的に公開される部分については、一番上の基本方針のみとなります。

次のページをお願いします。では、なぜこのタイミングでセキュリティポリシーを策定するかという点になりますが、今現在、新潟市の情報セキュリティポリシー、市長部局の職員が対応しているセキュリティポリシーについては、市立学校、幼稚園の学校教育情報については、対象外となっております。4月より、教育ネットワークが本格稼働するこのタイミングで、児童、生徒、保護者、教職員の個人情報などをセキュリティリスクから守るために策定させていただきます。

今後のスケジュールです。今月、校長先生など管理者向けのガイダンスの説明会を実施しました。策定後は、現場の皆さんへの皆さんの説明

を丁寧に行って行く予定です。また、教育委員の皆様には、3月のこの会におきまして、公開となる基本方針について、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○田中委員

統合型校務支援システムについてですが、1月から、職員等に向けた研修と、操作の研修が中心になるというお話だったのですけれども、これまでとかなり大きく変わっていくものなのですか。

○学務課長

結局、今、保健管理だとか成績管理、個別のエクセルシートだとか、それぞれ使っておりましたが、それが、新潟市全体で共通書式になります。あと、成績表も新潟市の各学校でのフォーマットを何種類か揃えさせていただいて、それも共通で使えるようになりますし、やはり印刷だとか入力、例えばコピーができるとか、いろいろな機能が含まれていますので、これを1月から皆さんに使っていただいて、4月以降にこれが本当によく使えるようであれば、だいぶ業務が削減になると思います。

ちなみに、先行して入っている大阪市では、導入1年目に職員1人当たり100時間の削減になりました、2年目には、200時間削減になりましたというお話をしていただいております。

○田中委員

今年度は、特にコロナへの対応で、かなり学校現場では、いろいろな点で年度末業務が押されていていっている中で、職員に向けた研修が、あるいは情報セキュリティポリシーの説明も加わってきますよね。こういうものがどんどん年度末に入ってきて、受ける側として厳しい状況にならないかどうかということが心配なのですけれども、いかがでしょうか。

○学務課長

実は、今年は、やはりコロナの関係もありますし、GIGAスクール構想の1人1台端末、来年からの教育ネットワーク校務支援ということで、かなり学校の現場の方にはご負担をかけています。

やはり、システム切り替えの関係で、今までのネット環境と違って、今回は仮想空間を使うので、データのやり取り、インターネットからもデータのやり取りはかなり難しくなるので、今現在、現場からいろいろな問い合わせをいただいております。そのあたりについても、しっかり対応していこうと思います。幸い、今回のコロナの関係で、オンラインの研修というものも取り入れてきましたので、職員の方はその場において、こちらに来なくても分かるような研修というものも検討しておりますので、これから丁寧にやっていきたいと思っております。

○田中委員

そうですね。ぜひ、現場の先生方の負担が少しでも軽くなるような研修のあり方を考えていただきたいですし、きっと、いろいろな不明な点や疑問点がたくさん出てくると思うので、そういうものをうまく吸い上げるようなシステムを作る。そういう受け皿をつくる。そういうことを、ぜひやっていただきたいと思っております。

○学務課長

こちらについては、公務支援システム、学務課だけではなくて、教育

委員会全体として関わっておりますので、しっかりやってまいります。

○田中委員

お願いします。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員

拝見させていただきました。非常に効率化できるということで、いいシステムかと思いました。一つ大事なポイントで、外部への漏洩リスクを防ぐということで、もう役に立つということが書かれていますけれども、今までUSBで保存されていたようなものが、オンラインのサーバー上に保管されるということで、リスクが減るということですが、例えば、先生の個人のパソコンで、USBが使える状態になったりとか、あとはアクセス権の設定で、どの人までがここまでアクセスできるというような、そういったところもきちんと、何か盛り込まれていくものなのではないでしょうか。そのあたりも教えてください。

○学務課長

校務支援システムの中にある、共有ホルダーの中に、各学校の中でアクセスできるものと、学校自体でもパスワードをかけていただいて、一部の方しか見られないとか、そんな形でセキュリティをどんどん上げていくくみを考えています。

○市嶋委員

今、先生の個人のパソコンからは、今後はアクセスできない。学校のパソコンからという感じですか。

○学務課長

校務支援システムには校務用のパソコンからしかアクセスできません。

○市嶋委員

分かりました。USBはだれが使うかということで、けっこういろいろ問題になったりしているので、けっこう民間の会社だと、物理的にUSBのさすところに何か不正にしまわれたことするくらい慎重にやっているところもあるのですが、そこまでは大変かと思います。なるべく、先生個人に責任がいかないような形で管理していただけるといいのかと思いました。ありがとうございました。

○学務課長

USBの使用方法についても、今まで、学校現場がかなりUSB文化だったのです。私たちもそこまで、USBが広く使われているとは思わなかったのですが、そこの中で、しっかりとセキュリティを守りながらUSBを使わなければいけないものは使っていただくということで考えております。

○市嶋委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかに。五十嵐委員。

○五十嵐委員

よろしくお願ひいたします。今の、市嶋委員の質問とかぶるものもあるかもしれないのですが、3ページを拝見すると、端末の資産管理・運用管理、それらの導入ということで、不正端末の監視、ネットワークからの遮断という部分がございます。これは、インターネットなど、論理的にも分離が校務系されているということなのではございますけれども、インフラとしては、こういうのはずっと思っているのですが、例えば、運用として、定期的にそういうものを教育委員会、各学校をチェックするみたいなことは、

何かお考えがあるのでしょうか。

○学務課長

今回のセキュリティポリシーの中で、私たち教育委員会として監視する部分。インシデントが発生したときの対応する部分と、介する部分というところを考えております。その中で、各学校での検査態勢と、あとは教育委員会としての検査態勢というものも考えておりますが、それはまだできあがっていないので、詳細についてはまたのちほどということで。

○五十嵐委員

ありがとうございます。多分、現金出納等に係るフォーマットを新潟市で用意することで、前も多分あったと思うのですけれども、3年前の現金の出入りが合わないみたいな話が、3年経たないと分からないのではなくて、毎年フォーマットに入れていくと、これだけ入って、これだけ出たはずなのに、何でこれしか残っていないのだろうみたいな付け合わせが。フォーマットのエクセルのものと通帳の残りを見たら、全部付け合わせができるとしたら、皆さんの負担が相当減るのではないかと思っていたので、定期的に管理するシステムにならないのが、インフラとそれで、すごい余計……(0.29.20)するのかと、聞きながら思っていたのがありましたので、もし参考になればというのが。お願いします。

○学務課長

今、五十嵐委員が言った話だったのは、諸校費の関係になりますでしょうか。

○五十嵐委員

だけではなくて、例えば新潟市の小中学校において、こういうような出納のフォーマットを使ってくれれば、どこのだれが見ても、きちんと後任の方が引き継いで、これは前の学校で使っていたものと同じだと分かるわけではないですか。

○学務課長

今のところでは、そこどころの出納面というのは入っていないのです。

○五十嵐委員

校務系だから、そこまで入っているのかと思って。

○学務課長

基本的な部分は、やはり成績管理と保健衛生管理。データ共有をするグループウェアがメインになっておりますので、今回、少しこれはパッケージで、全国的なパッケージを使っているのです、そのまま、必要に応じてカスタマイズがどこまでできるかと、その必要性があるかどうかということは、今後の教育委員会の課題かと思えます。

○五十嵐委員

分かりました。2点目、セキュリティポリシーの件です。本当に、これだけの個人情報を扱いますので、ポリシーを任せられるということは非常に大事かと思うのです。例えば、民間でいうと、内部だけで漏洩した場合に罰則があるということだけではなく、損害を与えたお客さんから訴訟をされて損害賠償ということも当然出てくるので、その辺りのリスクについても、もしでしたら、ガイダンスや説明のときに、単純ではないなかで、罰則があるだけではなくて、保護者から訴えられる可能性もありますという話はお伝えいただいたほうがリスク管理になるのかと思いました。よろしくお願いします。

○学務課長

今、教育委員会の先生方のポリシーがないなかで、うちのほうの運用

に基づいてしっかりと、新潟市のセキュリティポリシーと同じような扱いで適正には扱っていただいているのですが、そうした処分のところを含めでも、しっかり説明をしていこうと思います。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員

こういった残した情報が、今、いつ廃棄をきちんとされたかという記録も取るようにしたほうが。例えば、どこに行ったのか分からない卒業した子の情報がいつまで残っているのかということも、やはり今、棚卸して適宜、こういった個人情報の種類があって、それがいつまで保管されていて、だれが廃棄の責任を持ってやったのかというところを、せつかくポリシーを決められるようでしたら盛り込んでいただくと、必要のない情報は適宜廃棄されていくということも、併せてお願いしたいと思います。

○学務課長

多分、今現在も、学校現場における財産の管理、文書の管理の規定があるかと思いますが、そこに照らし合わせて、そこはセキュリティポリシーをやっていくのか、今のところで、そのまましっかりやってもらうのかということは、中身を入れ替えたいと思います。

○五十嵐委員

分かりました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。大宮委員。

○大宮委員

3番目の教育ネットワーク基盤で、これは教職員の端末管理にあたるのですが、これが実際にどのように運用されるのかお聞かせください。多分、先生方、1人1台、端末があるということは、出退勤もそれで管理するのか？民間だと、パソコンに電源入れた段階で出社しました。退社するときも、決められた時間がきたら切れるのか。それとも、パソコンを落としたときに退社したという形の管理を、教育委員会としてもおこなっていくのか？教えていただければと思います。

○学務課長

ありがとうございます。出退勤については、公務支援システムの中に入っていきます。ただ、そこはもう個人個人のパソコンではなくて、共有で入力となります。

○大宮委員

分かりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、教育ネットワークについては、以上となります。

次に、成人式について、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進
課長

よろしく申し上げます。地域教育推進課です。報告として、出させていただきました。県の警報発令を受けた、成人式参加条件の追加ということでご報告を申し上げます。

17日に、新潟県から発令のあったコロナウイルス感染症に係る警報に基づきまして、今回の成人式のより安全な運営を担保するため、新成人、参加者に対し、一層慎重な参加条件を加えるということになりましたので、お伝え申し上げます。

以下の表の右側、太字の部分でございます。住民登録地を問わず、

成人式の概ね2週間前から新潟県内に滞在し、その間に県外の往来がなく、且つ発熱、体調不良がない方ということを加えさせていただきました。

2週間にした理由に関しましては、下に書きましたとおり、厚生労働省の見解から、潜伏期間がおよそ12.5日であるということ。診断後の職場復帰可能時期が14日後であるということ。そして、濃厚接触者の自宅療養期間が14日間であるということ、これらを根拠にして決めました。

住民登録地を問わずとした理由に関しましては、住民票を新潟市に残したまま県外で生活しているという対象者が、区別なく含まれてしまうということ。そして、その逆もごさいます。一番下です。最近、大学では講義をリモート化するということで、早い段階から市内に帰省している対象者が相当数存在いたします。それらの皆さんにとってもいいだろうということで、住民登録地を問わずということにしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○田中委員 2週間前から新潟県内に滞在し、その間に県外との往来がないということは自己申告になりますか。

○地域教育推進課長 自己申告でございます。

○田中委員 当日紙に書くとか、丸をつけるとか。方法はどんなふうに考えていますか。

○地域教育推進課長 この点に関しては、全くそれらの記載は求めません。ただ、今回、新成人に送りました案内状、11月末現在で新潟市に住民票のあった皆さんには案内状を送りました。その案内状は、従来ですと普通のはがき表裏のみでしたが、今回は三つ折りパターンで6ページ構成です。1箇所を切り取って、入場券になるというものにしております。その入場券の部分には予め、住所と名前が記載してあり、空欄に連絡先、電話番号を記載したうえで、入場の際に出してもらおうというシステムにしております。

○田中委員 そこには、丸をつけるとかではないのですね。

○地域教育推進課長 特にごさいません。

○田中委員 自己申告ですね。

○地域教育推進課長 はい。新成人の善意の判断に委ねることになりましょうか。

○教育長 渡邊純子委員。

○渡邊(純)委員 私も質問です。その案内状は、当日、とにかく何人くるか分からないということ、人数把握はとりあえずできないというような状況なのですか。申込制ということではないですものね。個別の案内と同じであれば。

それと今回は時間が短い式典に設定されていますけれども、人数

が、1回目は何人来るとか、2回目は何人くるだろうということは全く分からないのですか。

○地域教育推進
課長

今の段階では、正確には分かりません。ただ、これまでの前年の例でいいますと、対象者が約 7,000 人おりました。今年度、11 月末現在で、住民登録のある方が 7,330 人おりました。大体、その6割の方が出席されます。6割の数字の方です。つまり、市内の 7,330 人全員が 6 割という意味ではなく、その6割の中には、7,330 人の中の方もいれば、県外からお出でになる方も含まれておりました。今回も、約 4,000 人の参加があるだろうと見込んでおります。第1部 4,000 人、第2部 4,000 人です。ただ、このコロナ禍において、もしかすると、もう少し減少するかもしれないということで、すべての資料は約 3,500 人前後を準備することになっているところでございます。

○渡邊(純)委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかにごございますでしょうか。田中委員。

○田中委員

式典の当日を今、イメージしていたのです。今までですと、一気に入れていますから、かなり隣とは席が近い状態ですけれども、これを一つおきといいますか。そうやって席を作っていくという感じですか。

○地域教育推進
課長

もともと収容人数が、あの展示ホールは 1 万人でございます。国のイベントの帰省基準からいくと、上限 5,000 人です。昨年度の成人式には、およそ 4,500 人が参加してくださいました。つまり、1 回で開催しても大丈夫なのですけれども、今回は安全策を取り2部制にしました。1回の参加人数 2,000 人です。つまり、1 万人の収容人数のところ、2,000 人を入れるわけですので、かなりゆったりと座っていただくことができます。席に関しては、田中委員がおっしゃったように、一つおきを考えているところです。

○田中委員

そうすると、今まで、前から後ろまでの空間をフルに使いながら、かなり距離を取るということですね。前段にイベント的なことをやっておられましたよね。実行委員の方がいて。あの辺はどうなりますか。

○地域教育推進
課長

オープニングセレモニーでございましょうか。やる予定です。実行委員会を組織しておりますので、約 15 分間の前段部分が予定されております。

○田中委員

内容的には、例年と同じような形でやっていると。

○地域教育推進
課長

ただ、今回は実行委員会にもかわいそうなのですけれども、条件をつけました。大声を出さない。つまり、会場と一緒に大声を出すようなイベントではない。密を避ける。密にならないようなものということで、いろいろな条件を加えたうえで、実行委員会から考えてもらったところでございます。

○教育長

ほかにごございますでしょうか。市嶋委員。

○市嶋委員

例年、会場に入ってから、わりといろいろ対策されて、密でない状態がイメージできたのですけれども、入るまでのあの空間がすでにかな

り密な状態で、みんな気持ち的には盛り上がって騒ぎたいという気持ちも分かるので、何かしら少しアナウンスで、なるべく入るまで離れてとか、少し呼びかけてもらうくらいしないと。かなり、あそこはいつもわーわーしてしまうのですけれども。どんなものでしょうか。

○地域教育推進
課長

市嶋委員がおっしゃるように、去年、私もあそこをすり抜けて動くことが困難なくらいに、ぎゅうぎゅうに混んでおりました。本年度に関しては、2分の1にした。つまり2部制にしたということも当然なのですけれども、エスプラナードに混雑が起これないように、実行委員が掲示物を使って、何かのイベントをするということを、まずやめました。さらに、一方通行を徹底するため、第1部で会場に入った皆さんからは階段を上がって退場していただくのではなく、あの展示ホールの大扉を開けて、そこから直接外に出していただき、そのままお帰りいただく。そういうふうに考えているところでございます。

○市嶋委員

往来、すれ違うことがあまりなくなるということですね。

○地域教育推進
課長

一方通行です。ただ、若者はもともと、成人式の会場に入らない若者もけっこういたのです。そういった若者をどうさばくかが、今回の密を避けるための一つの勝負所になるかと思えます。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

大扉が、過去に、校長会か何かのときだったかに開かないことがあったのです。大変な混雑状況が起きた経緯があるのですけれども、確実に開くということを事前に確認しておいたほうがいいのかと思えます。

○地域教育推進
課長

リハーサルでも、また点検をしようと思えます。お願いします。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。成人式については以上とします。

次に、GIGAスクール構想推進ガイドラインについて、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

よろしくお願いいいたします。1人1台タブレット端末が、12月中を目途に、各学校に搬入されております。

年が明けまして、1月から随時、活用が始まるということで、12月21日にGIGAスクール構想推進ガイドラインを各学校に発出いたしました。新型コロナウイルスのガイドラインはブルーを基調としたバーで構成いたしました。区別がしやすいように、GIGAのほうはGIGAと手描きの文字がございますが、そのピンク、クリーム色、水色の色彩で構成をしております。

なお、内容につきましては、学務課、施設課からも情報を提供していただいたり、事前に点検いただいたうえで、小学校、中学校の校長会事務局を通じて、全学校に一旦できあがった段階で見させていただきまして、様々なご意見をいただいたうえで、まとめて発出したということでございます。

今後も随時、学校の活用状況を見ながら改定してまいりたいと考えております。大変、ページ数が 80 ページを超えるたくさんのものでございますので、本日は、1ページずつめぐりながら、どこに何が書いてあるのかをお伝えするに留めたいと考えております。

まず、ページにつきましては、各スライドの右下にございます数字をお話いたします。まず、2ページ、3ページに目次がございます。構成をお話いたします。はじめに、ガイドライン作成の基本方針を示しまして、そのち、教職員の皆さんへということで、GIGAスクール構想の目的、児童、生徒の合言葉、新潟市GIGA宣言を示しました。

それから、大きなローマ数字Ⅱといたしまして、導入環境についてまとめてございます。ローマ数字Ⅲ、整備と基本設定、Ⅳ児童生徒の実際の活用場面について。

続きまして、3ページのスライドですが、支援体制。そして、Ⅵが、導入や支援にかかわる年度内のスケジュール。次が、年度内の活用の指針、そして、Ⅷが資料、最後が問い合わせという流れとなっております。

はじめにのところを飛ばしまして、6ページのガイドライン作成の基本方針をご覧ください。四角で囲んでございますが、これはこれまでもずっと学校にお伝えしてきたことですが、新潟市のすべての児童生徒に対して、日常的に行う1人1台の端末を活用した授業を通して、予測困難なこれかの時代の中で、たくましく生き抜く力の育成を目指します、と掲げました。そして、新潟市のすべての教職員が自信と安心感を持って、1人1台の端末を活用した授業を実施できる状態を目指しますと、書きました。

続きまして、8ページです。GIGAスクール構想の目的でございます。一番下の黄色い四角、ICT環境の整備、矢印が上に上がりまして、日々の授業の中で、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を育成・活用しながら、新しい指導要領で求めております、各教科等の資質・能力を育成する。そして、その中で法を守り、倫理的にふるまう能力とスキルを育成する。これらを通して、新潟市の子どもに掲げております教育ビジョン、第4期に掲げています、これからの社会をたくましく生き抜く力の育成を目指すという構造となっております。

10 ページをご覧ください。子どもたちに分かりやすいシンプルな二つの合言葉、新潟市GIGA宣言を示しました。「私たちは端末を利用するときに、次のことを守ります。学びを深め、学校生活を豊かにするために活用します。人が嫌がることや人を傷つけることはしません。」この二つが根底にございます。11 ページから 14 ページまでは、この2点について詳しく書いてございます。

15 ページから導入環境を示してございます。まず、16 ページから、端末について、こういった機能がついているということが書いてございます。ページが見づらくなっておりますが、19 ページ、20 ページには周辺

機器を示しました。21 ページから 24 ページまでのネットワーク環境につきましては、先ほど学務課から説明があったところに通じるところでございます。

GIGAスクール構想というのは、21 ページの図でいいますと、右側のピンク色の枠で囲まれた部分のことを指すと。学習系ネットワークのほうを指すということでございます。

続きまして、25 ページ以降、アプリケーションについて、こういったものが入っていますということが書いてございます。30 ページは、特別支援教育にかかわって、そこに示したリストのアプリケーションをインストールできるようにしていくことを示しました。

31 ページは、アカウント。各個人がアカウントを用意して、それを活用しながらということになります。アカウントにつきましては、先ほどのデータのお話がございましたが、中学校卒業後、一旦無効にして、それまでに作成したデータで必要なものは個人で移管するというふうを考えております。移行できるデータの範囲や方法、移行措置の期間等につきましては、3月までに別途示したいと考えています。差し当たって、中学校3年生がもう卒業いたしますので、その対応をということでございます。

32 ページから 34 ページまでは、特別な支援を要する児童、生徒への対応を示しました。

35 ページでございます。家庭の通信環境補助につきましては、原則として、各ご家庭でご用意いただけるように、早めに周知しながらと考えております。家庭にWi-Fi環境がなく、保護者から申請があった場合は、市教育委員会が学校を通して、モバイルルータを無償対応いたします。これについては、先日の議会で補正予算の計上をお認めいただいたところで、これから手続きに入って、4月以降に貸与できるように準備を進めてまいります。

36 ページからは、整備と基本設定ということで、充電の方法を 39 ページまで示してございます。

持ち帰りをするというので、保護者や学校からご心配の声をいただくのが、故障したり、破損したり、盗難に遭ったときはどうするのかということを 40 ページに示してございます。落下等による破損や、盗難の場合は5年間のリース期間を通して、動産保険で対応するということになっております。

41 ページ、アプリケーションのインストール、42 ページ周辺機器の整備等を示しました。43 ページからは、児童、生徒の具体的な活用場面について示しました。使用時間、アプリケーションの活用、46 ページは、カメラ・ビデオ撮影ですが、盗撮行為は犯罪であり、公的に処罰されていることがあることを、発達段階に応じて繰り返し指導するといったしました。

48 ページは、ネット検索をする際の留意点です。万が一、犯罪や悪

質ないじめ等につながるアクセスを、学校が把握した場合は、教育委員会でアクセス履歴をたどれることを、子どもたちにも周知をして、未然防止に努めたいと思います。もちろん、職員も同様でございます。

それから、100パーセント安全なフィルタリングはあり得ないという認識をして、不適切なサイトを、児童、生徒自ら判断して、アクセスをしない。危険を自ら回避するという能力も、発達段階に応じて培っていくことも大切であると考えます。

48 ページは、著作物の使用について示しました。著作権等でございます。49 ページは、デジタルドリルの活用です。50 ページから 52 ページに端末の持ち帰りについて示しました。これについては、導入直後に持ち帰りをするわけではなく、まずは、授業の中でしっかりと活用していただく。徐々に、家庭で持ち帰ることも、学校の様子を見ながら、学校長の判断で開始いたしますが、その際も、まずはオフラインでできることからやっていきます。家庭のネット環境、モバイルの貸与希望状況なども見ながら、無理なく、あせらずやってまいりたいと思います。

放課後児童クラブでも、Wi-Fiが使える環境を補正予算で挙げていただきましたので、そこも情報交換をして、連動しながら、家庭での持ち帰り、放課後児童クラブでの使用等について、しっかりとしたきまりを子どもたちに示し、先生方に示してまいりたいと思っています。

53 ページ、54 ページは、アカウントとパスワードの管理、55 ページ、56 ページが端末の保管方法です。

57 ページ以降、支援体制でございますが、58 ページに示しましたGI GAスクールサポーター、今年度後半からでございますが、各校は今、支援に入っている状況でございます。今は、端末の初期設定を行っておりますし、支援ウェブサイト等についても、市教育委員会と連携しながら作成をまいりました。

59 ページに、ホームページによる支援のことを示しました。ぜひ、のちほどQRコードを読み取って、ご覧いただければと思っております。

研修につきましても、そこに示したように、計画的に行っておりま。ただ、参加される職員も限られておりますし、参加した方から、また校内の先生方に少しずつ広がっていく。得意な先生から、隣のクラスの先生に広がっていく。そういくように、じわじわと広げていきつつも、必要な情報、各校で取り組んでいる好事例等につきましては、積極的にお伝えをまいりたいと思っています。総合教育センターによる研修も、計画的に位置づけられております。

61 ページ以降は、今後のスケジュール等をお示しいたしましたので、のちほどご覧いただきたいと思っております。69 ページ以降、年度内の活用の指針を示してございます。

最後に、資料を示してございますが、73 ページをご覧ください。これは、家庭に持ち帰る前になりますけれども、新潟市学習者用アイパッド

利用の確認書、小さくて見づらいののですけれども、こうしたものをお示しいたしまして、先ほどのGIGA宣言を書いて、このようなことを守りましょうということをご覧いただいたうえで、子ども保護者がサインをして提出し、これは学校で卒業まで保管しておくというふうに考えています。

77 ページ以降、GIGA授業開きというものを示しました。実際には、各学校には、もう少し詳細なものを別途資料として発出してございますが、1月中を目途に、各学校でGIGA授業開きという形で、これからタブレットを頑張って活用していきましょうという授業開きを、学校で日にちを設定して、一斉に行う場合もあるでしょうし、学年ごと、学級ごとということもあるかもしれませんが、その際の参考となるようなプレゼン資料も学校に配付いたしました。そのとき、必ずこれはやってくださいということも分かりやすく示してございます。

最後は、市立学校の校内通信ネットワークの整備時期について、一覽をお示しいたしました。説明が長くなりまして、しかもページが多いので、少しずつしか触れることができませんが、このようなものを学校にお示して、今後、活用が始まっていくということ、ぜひご理解いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。山倉委員。

○山倉委員

山倉です。お願ひします。すごく丁寧な説明ですが、保護者の方は多分、今の情報が何も入っていないくて、やはり昨日の西蒲区のPTAの方からも、壊したらどうするのですかとか、セキュリティはどうなっているのですかということがきたので、多分、親御さんたちは詳しいことも知りたいと思うのですが、保護者へどの程度お知らせではないのですけれども、どういうふうに使って、どういうふうな状況になっているのか、保険はどうですか、セキュリティはどうでしょうとか、詳しく書いた資料を渡すということをするのですか。

○学校支援課長

今のところ、まず、教育委員会から保護者にお示ししたものは、市P連の12月発行のところに1ページいただきまして、そこで説明したものを入れさせていただいたのですが、その情報だけでは、まだ詳しいことは分かりませんので、今お示したような情報を、学校からまたお伝えするというのもございますし、これだけは、ぜひ教育委員会から。例えば、盗難のときはどうだとか、セキュリティのこと、学校ではこういうことに注意しながら導入しますということにつきましては、教育委員会から保護者向けのお便りを作成する問いにつきましても今後、検討して準備を進めてまいりたいと思っております。

学校の不安だと思いますけれども、保護者も不安ですし、特に、学校でどんなことをするのだろうと。持ち帰ってきたとき、どうなるのだろうというところを不安に思っているらっしゃるかと思っておりますので、そこは丁寧に、少しずつ周知を図ってまいりたいと思ひます。

- 山倉委員 よろしくお願ひしたいと思ひます
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。渡邊節子委員。
- 渡邊(節)委員 お願ひします。今の山倉委員の話とつながるところで、保護者の方たちは、どんなことが学校でできるのだろうというのが、最初はイメージできないと思ひまして、私も見学といひか参加させていたひいて、こんな使い方があるのだと。ただ、その中の情報を取るだけではなくて、コミュニケーションのところを持ち帰るのだといひことが分かつてびっくりといひか、すごいと思つたのですけれども、できたら、できるだけ早い段階でそういった授業を参観できるような機会があるといひのではないかとと思ひます。また、学校の負担になるとよくないかもしれませんが、関心のある保護者の方は行けるのではないかとと思ひるので、よろしくお願ひします。
- 学校支援課長 ありがとうございます。
- 教育長 五十嵐委員。
- 五十嵐委員 よろしくお願ひします。先ほどの教育ネットワークの話と関連する部分があるのですけれども、これは例へば、教育委員会といひか皆さんで、例へば、それぞれの個別の端末のロックをかけるとか、データを消去したりするといひことは可能なのでしょうか。
- 学務課長 ものによつと思ひますけれども、共通サーバーにあるものであれば、消すことは可能だと思ひますが、むやみに消してははいけないと思ひます。あと、制限については、基本的には普通のサイトもあるのですけれども、万が一、情報インシデントが合つた場合、当然、今、セキュリティポリシー上は、まずは有線をネット環境から切り離してもらつたといひ話はしますし、必要であれば、そこは遮断するよつなシステムも考へています。
- 五十嵐委員 ありがとうございます。Wi-Fiとかが、ネット環境がないことによつられる以上、保護者の方の心配は主に二つだと思ひます。加害者になることと被害者になることで、加害者になることは教育的に段階を踏んで教へていく。盗撮とか、なつてはだめですと教へればいいのですけれども、被害者になる場合といひのは、要は、子どもたち同士で写真とか撮つて、載せ合う。教材にも使うわけです。それを紛失したとか。あるいは、当然盗難とか出てくると思ひます。……(1.02.43)ますから。そのときに、流出するリスクが出ます。盗難した場合に、ロックを外せなくするとか。少なくとも、写真や動画は消去できるみたいなのがないと、怖くて使えないといひ方もいらつしやるかもしれませんが、難しいのではあれば、必要なもの以外は撮らないよつにしましょうとか、親御さんに絶対紛失には気をつけてくださいとか、注意喚起をするといひ手順が一つあるのかと。ご検討いただければ。
- 学校支援課長 ありがとうございます。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。田中委員。
- 田中委員 保護者への説明文書といひますか。先ほどの山倉委員の言つたこと、私もそのとおりでと思ひます。それと併せて、例へば保護者向けに説

明会みたいなお話を開催するというお考えはありますか。

○学校支援課長 今のところ、教育委員会主催でということとは想定しておりませんでした。学校を通じて、こういった中身を、ぜひ保護者が集まる機会に説明していただきたいようなことは可能だと思います。その際に、どの学校でも同じプレゼンを保護者にお見せいただけるような資料を、こちらから一斉に提供するということはできると思いますので、それは検討させていただきたいと思います。

○田中委員 ぜひ、そういう形で。例えば、来年度からのICT支援とか、こういう方々の力を借りながら、やはりきめ細かく保護者に説明する機会をつくっていただきたいのです。これだけ膨大な内容ですので、文章だけでそれを流して、はい分かりましたかでは不十分だろうと思いますので、ぜひお願いいたします。

○学校支援課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。市嶋委員。

○市嶋委員 周辺機器についてです。パイロット校を見たときに、丈夫な保護ケースというのですか。ああいうものとか、あとは保護フィルムであったりとか、あとはテレビにつなぐのに、たしかAppleTVか何かを使っていたと思うのですけれども、ああいうものはもう、学校予算は各校でやってもらうという形になるのでしょうか。

○学務課長 今回はコロナの関係もございまして、密を避けるために分散授業にしたとか、オンラインにしたとかということで、学校配当予算のほかに、コロナの追加予算、この前もご審議いただきましたけれども、そこでAppleTVを考えたとか、そうした周辺機器を買っているところもございます。

あとは、12月でご承認いただいた大型提示装置は、各学校に順次入れていきますので、そうしたことについては対応がしっかりできるような形になっています。

○学校支援課長 それから、パイロット校でご覧いただいたタブレットは、おそらくピンク色っぽいようなハードカバーがついているようなものだと思いますが、あれはパイロット校用に今、レンタルしているものですので、実際に学校に入るのは、18ページに書いてございますような機器となります。キーボード部分がカバーにもなっているというものなので、パイロット校のような、かなりハードなものとは少し違うのですけれども。

○学務課長 今、うちの課にも1台ありますので、あとで皆さんにお見せします。

○学校支援課長 ありがとうございます。

○山倉委員 折りたためるのですか。折りたたんで。

○学校支援課長 そうです。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、また実物が来たら、あとで見てくださいということで、GIGAスクールガイドラインについては、以上とします。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 1月につきましては、1月15日(金)、2月につきましては、2月5日(金)、時間はいずれも午後3時30分からを予定しています。

第5 公開終了

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第6 付議事件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。
議案第34号 訴訟について、教育職員課から説明をお願いします。

訴訟について審議 → 承認

第7 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 渡邊 純子

署名委員 大宮 一真